

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2020年度)

作成日 2021/02/25

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年1月1日
国立大学法人名		国立大学法人 東京芸術大学
法人の長の氏名		澤 和樹
問い合わせ先		総務課 E-mail soumu-soumu@ml.geidai.ac.jp
URL		https://www.geidai.ac.jp

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】</p> <p>国立大学法人ガバナンス・コードの全ての項目について適合状況について確認を行った。なお、確認に当たっては、第73回経営協議会（令和2年10月29日開催）において、国立大学法人ガバナンス・コードの項目の及びスケジュールの説明を受け、第74回経営協議会（令和3年1月28日開催）において各委員の意見交換を行い、審議確認を行った。</p> <p>【総評】</p> <p>学長の職務について、ビジョンを明確に構成員に示し、強いリーダーシップのもとイニシアティブをもって遂行している。特にコロナ禍において、困窮している若手芸術家への支援など危機管理の能力も高い。また、経営に関しても厳しい財政状況の中、高いパフォーマンスを発揮している。</p> <p>一方、大学が社会の要請や変化に速やかに対応するためにも、学長の権限、特に人事権能をさらに強化するべきである。</p> <p>大学ガバナンスコードについては、最低限の行動規範としての「静的ガバナンスコード」として捉えるのではなく、社会の共感や信頼そして、社会課題の解決を実現する目的のリストと捉え、施策や情報発信の「動的ガバナンスコード」として今後は活用していくべきである。</p>

<p>監事による確認</p>		<p>【確認の方法】 国立大学法人ガバナンス・コードの全ての項目について適合状況について確認を行った。なお、確認に当たっては、第73回経営協議会（令和2年10月29日開催）において、国立大学法人ガバナンス・コードの項目の説明及びスケジュールを、その後数回にわたってヒアリングを行い、最終的に令和3年2月19日最終確認を行った。</p> <p>【総評】 学長のリーダーシップのもと、各役員及び部局長が各々の役割を的確に遂行し、オール藝大として経営及び改革を進めている。 学長が率先して外部資金獲得に尽力し、また、大学としても外部資金獲得実績は増加しており、経営的にも評価できる。 一方、過度な負担を強いられている教職員も見受けられるため、今後は大学の人事計画を深化させ、教職員全員が納得できる人事育成・配置・評価システムを取り入れるべきである。 全ての項目について、コンプライ・オア・エクスプレインの説明がされていることを確認した。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、下記の原則を除き実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p>【補充原則1-3⑥ 総合的な人事方針の公表】</p> <p>【補充原則1-3⑥ 総合的な人事方針の公表】 本学においては、「総合的な人事方針の公表」は行っていないが、これに代えて、以下の各方針を策定・公表しています。</p> <p>第3期中期目標・中期計画において、「男女共同参画推進に関する目標」、「人事・給与システムの弾力化」、「複雑化・高度化する業務に対応できる職員を育成するため、計画的な研修をはじめ幅広いSDを実施」、「国際通用性を見据えた採用・研修・人事評価制度の段階的整備」及び「人事に関する計画」を定めているほか、「ダイバーシティ宣言」を公表しています。</p> <p>教員の人事については、全ての教員を芸術研究院に所属させ、教員人事を一元的、計画的かつ柔軟に行い、それぞれの専門性を超えた教育研究の活性化を図っています。</p> <p>【補充原則1-4②法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針】 本学では、法人経営人材を育成するため、段階的に大学運営に参画させる仕組みとなっています。各役員をトップとする理事室には管理職手前の者が構成員となり、各部局の要職を経験し、部局長クラスとなり大学全体の運営に携わるほか、学長特命又は学長特別補佐のポストには学長直下で法人経営に携わる業務に従事し経験を積ませることを可能としています。</p> <p>これらの方針については、明文化されてこなかったため、改めて学内で確認をし公表することとします。</p> <p>【補充原則4-1② 学生の教育成果を示す情報の公表】 学生の学習環境や内容・成果の満足度については学内限定で公表しているが、ホームページの公表に向けて、次回のガバナンスコードの適合状況確認までには調整していきます。また、学生の卒業時満足度については、令和3年3月までに調査を行い、速やかに公表することとします。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>本学は、我が国唯一の国立総合芸術大学として、創立以来の自由と創造の精神を尊重し、我が国の芸術文化の発展について指導的役割を果たすことを使命(ミッション)とし、この使命を遂行するため、教育・研究・社会貢献に係る基本的な目標を定めています。</p> <p>また、中長期的なビジョンとしては、「学長宣言2016」および「NEXT10ビジョン」を公表しており、その実現の為の戦略として、「大学改革・機能強化推進戦略2016」を策定しています。</p> <p>加えて、基本的な目標の達成、ビジョンの実現、戦略の実行に係る具体的な目標・計画として、第3期中期目標・計画を策定・公表しています。</p> <p>これらのビジョン・戦略・目標・計画の策定にあたっては、本学が、前身である東京美術学校、東京音楽学校の創立以来130余年間、我が国の芸術教育研究の中核として、日本文化の伝統とその遺産を守りつつ、西欧の芸術思想及び技術を摂取、融合を図り幾多の優れた芸術家、中等教育から高等教育に亘る芸術分野の教育者・研究者を輩出してきた歴史的経緯を踏まえ、世界の情勢や、学内外の多様な関係者の意見および社会の要請等の把握に努めています。</p> <p>■東京藝術大学の使命と目標 https://www.geidai.ac.jp/outline/plan/mission</p> <p>■学長宣言2016 https://www.geidai.ac.jp/outline/plan/president_declare2016</p> <p>■NEXT 10 Vision https://www.geidai.ac.jp/outline/plan/next10vision</p> <p>■第3期中期目標・計画等 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal</p>
<p>補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>本学では、中期目標・計画および年度計画に係る実施状況・進捗状況について、毎年度、実績報告書・事業報告書として取りまとめており、評価結果とあわせて大学Webサイトにおいて公表しています。</p> <p>また、自己点検評価および大学評価により抽出されたグッドプラクティスや課題等を踏まえた更なる施策・改善活動について、毎年度の年度計画の策定に反映し、中期目標・計画とあわせて大学Webサイトにおいて公表しています。</p> <p>■第3期中期目標・計画および各年度の年度計画・実績報告書・事業報告書・業務の実績に関する評価結果 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal</p>

<p>補充原則 1 - 3⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>本学HPにおいて、役員等の担当職務を掲載するとともに、教育研究評議会をはじめとして学内の権限と責任の体制について各種規則を公表しています。</p> <p>■東京芸術大学規則集 (第2編 理事、副学長及び運営組織) https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/index.html</p> <p>■役員等一覧 https://www.geidai.ac.jp/outline/organization/officials</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>本学では、「総合的な人事方針の公表」は行っていませんが、これに代えて、以下の各方針を策定・公表しています。</p> <p>第3期中期目標・中期計画において、「男女共同参画推進に関する目標」、「人事・給与システムの弾力化」、「複雑化・高度化する業務に対応できる職員を育成するため、計画的な研修をはじめ幅広いSDを実施」、「国際通用性を見据えた採用・研修・人事評価制度の段階的整備」及び「人事に関する計画」を定めているほか、「ダイバーシティ宣言」を公表しています。</p> <p>教員の人事については、全ての教員を芸術研究院に所属させ、教員人事を一元的、計画的かつ柔軟に行い、それぞれの専門性を超えた教育研究の活性化を図っています。</p> <p>■第3期中期目標 https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/jkikaku/legal02ro_01mokuhyo_H28_H33_20160301.pdf</p> <p>■第3期中期計画 https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2017/11/legal02ro_01chukihenkou_H28_H33_20180409-2.pdf</p> <p>■ダイバーシティ宣言 http://diversity.geidai.ac.jp/about/</p> <p>■東京芸術大学芸術研究院規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20160324_489.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>中期的な財務計画として、「第3期中期目標・計画」において、平成28年度～令和3年度の「予算（人件費の見積りを含む）」「収支計画」「資金計画」を策定・公開しています。</p> <p>■第3期中期目標・中期計画一覧表 https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2017/11/legal02ro_03ichiran20180416.pdf</p>

<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>教育研究の費用及び成果として、毎年度の財務諸表、財務レポート、業務実績報告書、事業報告書において記載・公開しています。</p> <p>■毎年度の財務諸表、財務レポート、業務実績報告書、事業報告書 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal</p>
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>本学では、法人経営人材を育成するため、段階的に大学運営に参画させる仕組みとなっています。各役員をトップとする理事室には管理職手前の者が構成員となり、各部局の要職を経験し、部局長クラスとなり大学全体の運営に携わるほか、学長特命又は学長特別補佐のポストには学長直下で法人経営に携わる業務に従事し経験を積ませることを可能としています。</p> <p>これらの方針については、明文化されてこなかったため、改めて学内で確認をし公表することとします。</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>経営及び教学運営を担う役員等については、規則に必要な能力を明記し、必要な分野に必要な人材を学長が任命をしています。</p> <p>また、学長の円滑な大学運営を補佐するため学長特命又は学長特別補佐を学長が任命し、学長のリーダーシップを支援する体制を構築しています。</p> <p>■東京藝術大学理事に関する規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20131024_017.pdf</p> <p>■東京藝術大学副学長に関する規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20191017_020.pdf</p> <p>■東京藝術大学学長特命規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20131024_293.pdf</p> <p>■東京藝術大学学長特別補佐に関する規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20131024_421.pdf</p> <p>■役員等一覧 https://www.geidai.ac.jp/outline/organization/officials</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会を毎月開催し、本学の教育研究、経営に関する重要事項について審議しています。</p> <p>■東京藝術大学役員会議事録 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/proceeding</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>本学の教員は、世界一線級外国人教員をはじめとして、アーティストとして活躍している者を採用しています。また、職員についても、それぞれの業務分野で経験した既卒者を採用するなどの取組も進めております。</p> <p>また、大学機関以外で多様な経験を有する者を理事に登用し、本学の強みをますとともに、多角的視点のある経営層となるよう努めています。</p> <p>■役員等一覧 https://www.geidai.ac.jp/outline/organization/officials</p>

<p>補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会の学外委員については、規則で定める「大学に関し広くかつ高い識見を有するもの」のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命しています。現在の学外委員は、教育研究から経営まで幅広い分野の出身者で構成されています。</p> <p>また、会議の運営にあたっては、委員に個別に事前説明を行い、当日は審議を中心に進めるとともに毎回テーマを設定し活発な意見交換を行う時間を設けるなど、経営協議会における審議の充実を図っています。</p> <p>■東京芸術大学経営協議会規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20190320_011.pdf</p>
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長選考会議は、法令等にのっとり学長選考会議が学長の選考基準を定め、学内の意向投票の結果及び学長選考会議自らが推薦する者を学長候補適任者とし選定した上で、学長選考会議が決定しています。</p> <p>■東京芸術大学学長選考基準 https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2015/12/TUA_President_CriteriaForSelection20151217.pdf</p> <p>■選考結果、選考過程、選考理由 https://www.geidai.ac.jp/news/2016030242266.html</p>
<p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>学長の任期については、学長選考会議の審議をふまえ、6年とし再任を妨げないこととしています。</p> <p>■東京芸術大学学長の任期に関する規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20150326_015.pdf</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>「東京芸術大学学長選考規則」において、学長の解任の理由、解任の発議の条件を示し、学長選考会議が解任の適否を議決することを定め、当該規則を本学HPに公表しています。</p> <p>■東京芸術大学学長選考規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20150917_270.pdf</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>現在の学長の間接評価については、任期4年目の令和元年度に実施し、評価結果については、学長に提示され、今後期待される役割等について助言がなされました。評価結果についてはHPにて公表しています。</p> <p>■業績評価結果 https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/hyouka_sawakazuki.pdf</p>
<p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>令和元年度に実施した学長選考会議の学長の間接評価においても、学長の業績は、順調に進捗していると評価されており、更なる管理運営体制の強化を図る特別な事情がないため、総括理事の設置については検討していません。今後、学長選考会議が実施する学長の評価において、検討の必要性が認められた場合に検討いたします。</p>

<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>	<p>総務担当理事を内部統制を総括する役員として位置づけるとともに、内部統制に係る重要事項は役員会に諮ることとしています。また、各部局においては、各担当部局で分掌し各部局の長が責任者となって内部統制の推進を行っているところです。また、本学における内部統制システムの推進に関する申し合わせ（学長裁定）各部局の長を推進責任者とし、内部統制システムを推進するための体制を整備しています。</p> <p>コンプライアンスについては、規則において、学内のコンプライアンス推進体制や内部監査の実施、教職員の責務などを定めています。</p> <p>内部通報については、規則において、通報者の責務、通報受付管理者の責務などを明確にし、コンプライアンス通報があった際は直ちに学長に報告し必要な調査を実施し、学長が調査結果に基づき速やか必要な措置を講じる体制を整えています。なお、通報窓口の外部設置については、大学内部の通報においても不正が起きる仕組みにはなっておらず、適切に処理されてきているため、外部に窓口を設ける必要がないと判断しています。</p> <p>■東京芸術大学コンプライアンス推進規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20160324_432.pdf</p>
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	<p>法定公開情報はHPで公表しているほか、本学では、学長の指示のもと大学の広報活動を最重要事項の1つとしてとらえ、学長特命として広報担当の教員をおいています。学長特命のもと、大学HPの見直しを進めるとともに大学広報誌を全面的に更新するなど、戦略的な広報活動を展開しています。</p> <p>特に、HPでは、クローズアップ藝大として教授たちへのインタビュー連載、藝大関係者によるリレーコラム、藝大生の親のインタビューなど、藝大を多角的に深掘りするためのコンテンツを用意しています。そのほか、大学で開催するコンサートや展覧会の情報、各専攻から受験生へのメッセージなど、本学の多様な教育研究活動を公表しています。</p> <p>また、経営に関する情報としては、毎年度の財務諸表、財務レポート、業務実績報告書、事業報告書等において、教育・研究・社会貢献等の法人の活動状況および資金の使用状況を記載・公開しています。</p> <p>さらに、学内におけるコストの見える化として、財務諸表や事業報告書において、学部・研究科等別のセグメント情報(費用、収益、教育研究等の成果・実績)を開示し、各種会議体等で共有しています。</p> <p>■東京芸術大学法定公開情報(毎年度の財務諸表、財務レポート、業務実績報告書、事業報告書等の経営に関する情報を含む) https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal</p> <p>■東京芸術大学HP https://www.geidai.ac.jp/</p>

<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>公表については、ホームページを充実させるだけでなく、大学の広報誌を一新したほか、SNSやYouTubeなどに広げています。大学として伝えたい目的や内容に応じて分かりやすく幅広い層に情報を発信しています。</p> <p>■大学広報誌 「藝える」 https://www.geidai.ac.jp/information/pr_magazine/new</p> <p>■東京芸術大学公式Twitterアカウント https://twitter.com/tokyo_geidai</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>ディプロマポリシーにおいて、本学学生が大学で身に付けることができる能力を示すとともに、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを定め、3つのポリシーに基づいた教育活動と入学者選抜を行っています。また、学生の進路状況についてはホームページに公表しています。</p> <p>学生の学習環境や内容・成果の満足度については学内限定のHPで公表していますが、学生の卒業時満足度については、今後調査予定です。</p> <p>■学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠について (ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー) https://www.geidai.ac.jp/department/fine_arts https://www.geidai.ac.jp/department/gc_fine_art https://www.geidai.ac.jp/department/music https://www.geidai.ac.jp/department/gc_music https://www.geidai.ac.jp/department/gc_fm https://www.geidai.ac.jp/department/gc_gac</p> <p>■学生の進路状況 https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/H28-</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 (法定公開情報) https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal</p> <p>■学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/education_announce</p> <p>■教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報 (教員の養成の状況についての情報の公表について) https://www.geidai.ac.jp/life/courses-2/ttc/condition</p> <p>■公文書等の管理に関する法律第13条第2項に規定する情報 (東京芸術大学学法人文書管理規則) https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20160324_069.pdf</p>